

特集

5月は消費者月間です

考えよう！

大人になるとできること、気を付けること

# 18歳から大人に



●問合先 まちづくり課消費生活センター（☎③2136）

私たちは、日常的に物を購入したり、契約をしたりしながら生活しています。私たちが消費者を取り巻く環境は日々変化しています。これに伴い、消費者トラブルも多様化、複雑化していて、消費生活センターに寄せられる相談は多岐に渡ります。

このような中、4月から成年年齢が18歳からになり、『18歳から大人』になりました。

大人になると、クレジットカードや住宅賃貸などの契約が一人で行えるようになります。自分の意思で契約を結ぶことができるようになります。自分自身で背負わなければならぬ責任が生まれるということです。

消費者トラブルに巻き込まれるために、契約は慎重に行い『だまされない消費者』になることが重要です。

あなたの家族や会社の同僚などにも、新しく『成年』になるという人がいるのではないのでしょうか。

意外と身近な『18歳から大人』ということについて、考えてみませんか。

# 成年年齢の引き下げにより、18歳から『大人』です

いつから変わるの？

生年月日	成年になる日
平成 14 年 4 月 1 日以前	20 歳の誕生日
平成 14 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日
平成 16 年 4 月 2 日以降	18 歳の誕生日

明治時代から令和 4 年 3 月 31 日までの約 140 年間、日本での成年年齢は 20 歳と民法で定められていました。  
令和 4 年 4 月 1 日、この民法改正が施行され、成年年齢が『18 歳から』に変わりました。

なぜ変わるの？

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢が 18 歳からに定められるなど、18・19 歳の人も政治上の重要な事項の判断に参加することができる政策が進められてきました。  
こうした流れから、市民生活に関する基本法である『民法』においても、18 歳からを大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が 18 歳からに引き上げられることになりました。

18・19 歳の人の自己決定権を尊重するもので、積極的な社会参加を促すことになると期待されています。



何が変わるの？

民法が定める成年年齢には、二つの意味があります。一つは、『父母の親権に服さなくなる年齢』という意味です。

その結果、自分の住む場所や進学・就職などの進路について、自分で決めることができるようになります。

しかし、親や先生、友人などの理解を得ることが大切なことには変わりありません。もう一つは、『一人で契約をすることができるといえる年齢』という意味です。

成年になると親の同意を得なくても、携帯電話を購入したり、一人暮らしの部屋を借りたり、クレジットカードを作ったりというような契約ができるようになります。



## 18 歳になったらできること

### 親の同意なしでの契約

- ▷ 携帯電話の契約
- ▷ ローンを組む
- ▷ クレジットカードを作る
- ▷ 一人暮らしの部屋を借りる など



### 10 年有効のパスポートの取得

### 結婚

女性の結婚可能年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられ、男女とも 18 歳になりました



### 公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格の取得 など

## 20 歳にならないとできないこと

### 飲酒

### 喫煙

### 競馬や競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）の購入



### 養子を迎える



### 大型・中型自動車運転免許の取得

### 国民年金の被保険者資格を得る など

# 消費者トラブルから身を守るために

そもそも契約って何？

私たちは、毎日の生活の中で無意識に消費者としてさまざまな契約をしています。

私たちの暮らしの中で、一番身近な契約は、次のような『買い物』です。



有料のゲームをダウンロードする



バスに乗る



コンビニでお茶を買う

契約とは、『法的な拘束力のある約束』のことです。

一度契約を交わすと、契約を結んだ者同士は、互いに約束を守らなくてはなりません。

また、契約は互いの合意の上で成立します。『口約束でも成立する』ということがあります。しっかりと理解しておく必要があります。

**契約をしたら、解約はできないの？**

契約は互いの合意によって成立しているので、原則として、どちらか一方の都合だけで解約することはできません。ただし、結んだ約束が守られなかった場合や、不当な方法によって契約を結ばされてしまった場合は別です。

**未成年者取消権とは？**

未成年者は成年者と比べ、契約や取り引きについての経験、知識が不足し、判断力も十分ではありません。

このため、民法では『未成年者が法定代理人の同意を得ずに結んだ契約は、取り消すことができる（未成年者取消権）』と定めています。

今回の民法改正で、18・19歳の人も成年となったため、未成年者取消権の対象ではなくなりました。

**クーリング・オフ制度を活用しましょう**

クーリング・オフとは、消費者が申し込みや契約をしてしまっても、一定の期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。

『訪問販売』や『電話勧誘販売』など、法律で定められた特定の取り引きは契約を解除することができます。

※『店舗販売』や『通信販売』は、対象になりません。

※取り引きの種類によって、利用できる期間が異なります。対象かどうかや手続き方法など、詳しくは、消費生活センターなどに確認してください。

## チェック 契約の前に・・・CHECK!

- 1 代金はいくらですか？ 今後支払う予定のほかの費用はありませんか？
- 2 分割で支払う場合、総額はいくらになりますか？
- 3 口頭で説明されたことや約束したことが契約書（書面）に書いてありますか？
- 4 違約金や損害賠償のことは契約書に書いてありますか？
- 5 ネットショッピングなどの通信販売では、解約や返品ができるかどうか、また、できる場合の条件について確認しましたか？
- 6 他社の同様の商品やサービスと比較して検討しましたか？
- 7 家族に相談しましたか？



気をつけて！

## 県内の 20 歳代に多い消費生活相談トップ3

	商品・役務名	件数	内容
1	内職・副業	60件	転職ビジネス、インターネットを使った内職 など
2	教養娯楽サービス	59件	オンラインゲーム、出会い系マッチングアプリ など
3	金融・保険サービス	38件	クレジットカード、消費者金融、銀行カードローン など

※件数は令和3年度（令和4年3月31日時点）

ご用心！成人になると増える消費者トラブル

法律による保護がなくなっ  
たばかりの成年になりたての  
人は、社会経験が少ないため、  
悪質な業者のターゲットにな  
りやすく、トラブルも多く報  
告されています。  
全く収入のない高校生など

が被害に遭っても、全て『自己  
責任』ということになります。  
家族などに相談することが  
大切ですが、自分の身を自分  
で守るためにも、巻き込まれ  
やすいトラブル事例などを日  
頃から学んでおきましょう。

### ！ 若者が巻き込まれやすいトラブル事例

#### 【インターネット関連】



##### ◆もうけ話

SNSで簡単に稼げると勧められて、もうかるためのノウハウが記載されたマニュアルをクレジットカードで購入したが、収入を得ることはできなかった。返金を希望したが、その後電話がつかない。

##### ◆定期購入

SNSの広告を見て、『今だけ500円』のダイエットサプリメントを1回だけのつもりで購入した。注文後によく見ると、小さい文字で『半年間の継続が条件』という記載があった。高額なので解約したい。

#### 【美容関連】



##### ◆無料体験トラブル

『無料体験』のチラシを見て、美顔エステの体験コースを受けた。エステの継続や高額な化粧品購入の執拗な勧誘を受け、断りきれずに契約をしてしまった。



#### アドバイス

- ◆『誰でも』、『簡単に』“もうかる”はあり得ません
- ◆クレジットカードでの高額決済や借金をしてまでの契約は、しないようにしましょう
- ◆きぜんとした態度で『きっぱりと』断りましょう
- ◆迷ったらその場で契約せず、本当に必要かどうかよく考えましょう
- ◆申し込む前に、返品・解約などの契約条件をよく確認しましょう
- ◆証拠を残すため、申込画面や事業者に連絡した記録などを残しましょう

気軽に相談してください



国家資格を持った消費生活相談員が対応します

## 令和3年度における市の消費生活相談トップ3

市消費生活センターには、たくさんの消費者トラブルの相談が寄せられています。

	商品・役務名	件数	内容
1	金融・保険サービス	56件	借金問題、ヤミ金、生命保険、外国為替証拠金取引（FX）など
2	土地・建物・設備	37件	賃貸借契約、外壁塗装・屋根工事、太陽光発電システム、住宅設備などに関するトラブル
3	運輸・通信サービス	29件	携帯電話サービス、光回線、Wi-Fiなどの通信契約などに関するトラブル

令和3年度の市消費生活センターにおける相談件数は、346件です。相談した人を年齢別に見ると、70歳以上の割合が約30%と最も多く、次いで60歳代が約20%となっていて、高齢者の割合が高くなっています。

被害の早期発見や早期解決のために、家庭や地域で、温かく見守りましょう。



### 令和3年度に相談が多かったトラブル事例

#### ◆リフォーム工事

高齢の親が訪問に来た他県の業者に言われるがまま、次々とリフォーム工事の契約をしていることがわかった。家の中を探すと、屋根工事や外壁塗装工事などの高額な契約書が見つかったが、必要のない工事なので解約したい。



#### ◆光回線

大手電話会社を名乗って「電話代が安くなる」、「通信速度が速くなる」と電話がかかってきたので、長年契約している会社だと思い込み、言われるがまま契約プランの変更手続きをした。後日届いた書類を見ると、別の会社に契約が変わっていたため、解約して元に戻したい。



#### ◆偽通販サイト

ネットで「大手百貨店の閉店に伴い、在庫処分として高級腕時計を格安で販売」という広告を見つけ、通販サイトにアクセスした。100万円以上の腕時計が3万円になっていて、大手百貨店なので信用して注文した。後日、代金引換で届いたが、腕時計は動かない偽物であり、販売業者名も虚偽だった。



### 消費者啓発パネル展

さまざまな消費者トラブルから身を守るためには、正しい知識や情報を得ることが重要です。

相談件数が多い事例と被害を防止するための対応策などを紹介します。

消費について学び、考えてみませんか。

#### ●期間

5月7日（土）～19日（木）

※9日（月）・16日（月）を除く

#### ●場所

市民図書館 展示ホール

### 一人で悩まず、消費生活センターを利用しませんか

消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約トラブルや架空請求など、消費生活全般に関する苦情や問い合わせを受け付け、助言や情報提供・あっせんをしています。

秘密は厳守します。相談は無料です。

#### ●市消費生活センター

（市役所1階 市民相談室内 ☎③2136）

▷月～金曜日（年末・年始、祝日を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時